

第12次鳥獣保護管理事業計画・特定鳥獣の保護及び管理計画

所管課：農村振興課
 根拠となる法律：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成29年度～）

■ 趣旨

○ 第12次鳥獣保護管理事業計画

京都府知事が実施する鳥獣保護管理事業についての基本的な方針や取組などを定める5箇年計画

<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区/特別保護地区/休猟区の設定 特定猟具使用禁止区域/特定猟具使用制限区域の設定 鳥類生息状況の調査 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の捕獲等に関する許可 特定鳥獣保護管理計画 鳥獣の保護管理事業の実施体制
--	--

○ 特定鳥獣の保護及び管理事業計画

京都府知事が第12次鳥獣保護管理事業計画に基づいて、鳥獣の種類毎に個体管理、被害管理及び生息環境管理における具体的な目標を定める5箇年計画

<ul style="list-style-type: none"> 生息状況調査などを実施し、専門家や関係者により実施効果を随時モニタリングし、その結果を計画の目標や事業内容にフィードバックして反映

■ 目標

人との共存可能な野生鳥獣の個体数への誘導

■ 策定の経緯及び内容

- 生物多様性の確保を図りつつ、野生動物による生活環境や農林水産業などへの深刻な被害に対処するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成27年5月29日施行）に基づき、京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会（平成29年3月13日開催）の審議を経て、各種計画内容を見直しました。
- 第12次鳥獣保護管理事業計画では、府内における生息状況が著しく増加又は減少及び長期的な観点から適正な保護・管理を図るために特定鳥獣保護及び管理計画を策定しました。

名称	概要	対象獣類
第一種特定鳥獣保護計画 (鳥獣法第7条)	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画	ツキノワグマ
第二種特定鳥獣管理計画 (鳥獣法第7条の2)	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画	ニホンジカ イノシシ ニホンザル

■ 目標達成のための取組：平成29年度～

- 特定鳥獣の保護及び管理計画では、獣種ごとに具体的な取組を定めています。

名称	対象獣類	取組
第一種特定鳥獣保護計画	ツキノワグマ	人身被害回避と地域個体群の長期安定維持、集落等への出没及び農林業被害マニュアルに基づき対応
第二種特定鳥獣管理計画	ニホンジカ	狩猟、被害防止捕獲により、メスジカ15,000頭を捕獲
	イノシシ	H27農作物被害額の半減を目指す(14,000頭を捕獲)
	ニホンザル	加害レベルが高い群れの被害対策の推進(20群を個体数調整)